

教職課程の質の保証について

| | |
|------------------------------------|---|
| 1. 教職課程の質の保証の現状 | 1 |
| 2. 教職課程の質の保証の課題 | 2 |
| 3. 今後の教職課程の質保証の在り方について（議論のためのたたき台） | 3 |

教職課程の質の保証の現状

今後の教員養成・免許制度の在り方について(平成18年中教審答申) 教職課程の質的水準の向上

- 教職実践演習の新設・必修化
- 教育実習の改善・充実
- 「教職指導」の充実
- 教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化
- 教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実

教育職員免許法施行規則の改正(平成20年11月)

- 教職実践演習の新設・必修化(H22新入生から)
- 教育実習の円滑な実施を大学の努力義務化
- 教職指導を大学の努力義務化
- 教職課程の是正勧告・認定取消しを制度化

※ このほか、教員免許更新制の導入・教職大学院制度の創設について提言

課程認定大学実地視察(確認を行うポイント)

- ① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等の状況
- ② 教育課程(教職に関する科目等)、履修方法及びシラバスの状況
- ③ 教育実習の取組状況
- ④ 学校現場体験・学校ボランティア活動等の取組状況
- ⑤ 教職指導及びその指導体制の状況
- ⑥ 教員養成カリキュラム委員会等の全学的組織の状況
- ⑦ 施設・設備(図書等を含む。)の状況

高等教育政策における質保証に関する主な制度改正

設置計画履行状況調査の実施(昭和36年～)

自己点検・評価の実施及び公表の義務化(平成11年度～)

教育研究等の状況に関する情報提供の義務化(平成11年度～)

設置基準の準則化(平成15年度～)

認証評価制度の導入(平成16年度～)

教育研究目的や成績評価・修了基準の明示、シラバス作成、FDの義務化(大学院:平成19年度～、学部平成20年度～)

大学等の教育情報の公表の促進(公表を行う必要がある項目の明確化 平成23年度～)

教職課程の質の保証の課題

実地視察報告書に見られる教職課程の課題

- ・大学として教員養成に対する意識が不十分な大学、養成したい教員像が不明確な大学、教員養成の理念を実現するための教職指導体制及び教育課程が確立されていない大学が見られる。
- ・学生に対して教職科目を体系的に学べるような履修モデルを示していない大学が見られる。
- ・教員養成カリキュラム委員会等の全学的組織が整備されていない大学が見られる。

課程認定審査の課題

- ・開設科目や専任教員数等の形式要件の審査に留まり、教員養成の質を真に担保するものとなっていないのではないか。
- ・学際的な学科の増加に伴い、学科等の目的・性格と認定を受けようとする免許状との相当関係の審査が困難となっている。
- ・申請数に比べ、審査を行う課程認定委員数や事務局職員数が少ない。
- ・実地視察が年間35大学程度に留まっており、認証評価のような頻度での事後評価が不可能。

今後の教職課程の質保証の在り方について（議論のためのたたき台）

- 新しい課程認定制度においては、カリキュラムや担当教員の審査を、実践的な指導力の育成により重点を置いて実施する。同時に、教員養成に関する全学的な取組を担保するための組織の設置を求め、その実施状況について評価する。
- カリキュラムについて、教職課程を修了した学生がどのような知識技能を身につけるべきかをベースとした基準の設定を行う。また、カリキュラムの指針を示すことにより、大学におけるカリキュラムの質を担保する。
- 教員養成に関し、教育委員会、学校、保護者、地域住民との連携協力が行われるシステムの設置を求める。

<課程認定>

<事後評価>

| 1. 審査・評価の観点と実施方法 | ※ 赤字は今後実施すべき事項 | |
|---|---|--|
| <p>① カリキュラム： 修得すべき知識技能をベースとしたカリキュラム編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 免許状の取得に必要な科目が適切な内容で開設されているかを審査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 修得すべき知識技能をベースとした基準を設定 ・ カリキュラムの体系的な履修時期についても審査 | <p>※ 専門職基準、カリキュラムの指針等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課程認定時の水準の維持向上が図られているかを評価 ・ 学生の授業評価や面接に基づく評価の実施 | |
| <p>② 教員組織： 実践的指導力を育成できる教員組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 十分な能力を有する教員が必要な人数確保されているかを審査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定数の実務家教員を要件化 ・ 専任教員数を増加 ・ 体系的かつ明確な教員審査基準を設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 課程認定時の水準の維持向上が図られているかを評価 | |
| <p>③ 実施体制： 全学的に教員養成を行う体制整備・教育委員会や地域等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員養成の実施体制について審査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会をはじめとする関係機関との連携組織を要件化 ・ 教員養成カリキュラム委員会の設置を要件化 ・ 教職指導の体制整備を要件化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携組織も事後評価に参加 ・ 教員養成カリキュラム委員会や教職指導の運営状況を評価 | |
| <p>④ 卒業生の質： 卒業生の質の担保</p> | <p>※ すべての認定課程に対し、免許状取得者数及び教員就職者数の公表を義務づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の免許状取得状況・教員への就職状況について評価 ・ 卒業生である教員の質について学校や教育委員会の評価を踏まえ評価 | |

2. 実施体制の整備

きめ細かな審査

教員養成の水準及び卒業生の質についてフォローアップ

- ・ 各教科専門・教職専門に対応する課程認定委員による審査
- ・ 審査を担当する職員を増員

- ・ 課程認定委員等及び連携組織により実施
- ・ 定期的実施（10年に1度なら年間80大学、7年に1度なら年間120大学）

3. 教育情報の公表

- ・ 社会的な責任及び教育の質向上の観点から教職課程における教育情報の公表事項の明確化及び公表の促進

※ 問題が見られる場合、教職課程の是正勧告・認定取消しを実施